

関係法規（一般科目）

● 解答は解答欄に記入すること

1 家畜人工授精に関することからについて、次の文中の（ ）内に、〈選択肢〉の中から適当な語句を選び、その記号を記入しなさい。（各 2 点×29）

- ① 獣医師又は家畜人工授精師は、精液を採取した時は速やかに、肉眼検査で採取した精液の（１）、（２）、（３）、水素イオン濃度（pH）等の性状、顕微鏡検査で精子の数、活力、生存率、（４）を検査しなければならない。検査後は、速やかに家畜人工授精用精液を（５）に収めた上、これに（６）を施し、かつ（７）を添付しなければならない。また、この検査で異常を発見したら、速やかに（８）又は（９）に届け出なければならない。
- ② 獣医師又は家畜人工授精師は、（１０）を備え、家畜人工授精を行ったときは、遅延なく、家畜人工授精に関する事項を記載し、これを（１１）年間保存しなければならない。
- ③ 獣医師又は家畜人工授精師は、家畜人工授精用精液の注入を受けた雌の家畜の飼養者から（１２）の交付を要求されたときは、（１２）を交付しなければならない。
- ④ 「家畜人工授精」とは（１３）、（１４）、（１５）又は（１６）の雄から精液を（１７）し、（１８）し、及び雌に（１９）することをいう。
- ⑤ 種付けや家畜人工授精には制限があり、飼養者において、独立行政法人家畜改良センターが実施する（２０）をうけ、（２１）の交付をうけた種畜以外は種付け又は精液採取用に使うことはできない。ただし、学術研究、自己の飼養する雌の家畜に注入する場合及び国又は県が実施する（２２）を受けた場合は例外となる。
- ⑥ 学術研究のため等を除き、家畜人工授精所以外の場所で（２３）された、家畜人工授精用精液を他者に（２４）してはならない。
- ⑦ 黒毛和種の家畜受精卵を収めた容器（ストロー等）には、生産した家畜人工授精所の（２５）、家畜受精卵証明書番号など、農林水産省が定める事項を表示しなければならない。
- ⑧ 黒毛和種の家畜人工授精用精液を取扱う家畜人工授精所の開設者は、特定家畜人工授精用精液等の譲渡・（２６）・廃棄又は亡失等を記録するための（２４）等記録簿を記録し、（２７）年間保存しなければならない。
- ⑨ 家畜人工授精所の開設者は、（２８）、都道府県知事に、当該家畜人工授精所の（２９）を報告しなければならない。

〈選択肢〉

ア	牛	イ	馬	ウ	豚	エ	鶏	オ	めん羊・山羊	カ	犬・猫
キ	授精証明書	ク	家畜人工授精用精液証明書	ケ	血統証明書						
コ	移動証明書	サ	種畜証明書	シ	授精証明書	ス	家畜人工授精簿				
セ	定期検査	ソ	臨時検査	タ	処理	チ	消毒	ツ	凍結	テ	採取
ト	保存	ナ	購入	ニ	譲渡	ヌ	譲受	ネ	廃棄	ノ	再利用
ハ	注入	ヒ	精液	フ	受精卵	ヘ	温度	ホ	き型率	マ	粘度
ミ	量	ム	色	メ	臭気	モ	1	ヤ	5	ユ	10
ラ	収支決算	リ	獣医師	ル	管理番号	レ	精液証明書番号	ロ	容器		
ワ	封	ヲ	改良増殖	ン	血統	A	毎月	B	毎年	C	乳用牛
D	特定家畜	E	種畜検査員	F	地方種畜検査員	G	農林水産大臣				
H	都道府県知事										

2 次のうち内容が正しいものには○、間違っているものには×をつけなさい。(例外規定を除く)(各3点×14)

- ①家畜改良増殖法は、家畜の改良増殖を促進することで、畜産の振興を図り、農業経営を改善することを目的としている。
- ②品質不良な精液を譲渡し、または雌畜に注入してはならない。
- ③人工授精用器具は、汚れがひどくない限り1頭ごとに交換又は消毒する必要はない。
- ④家畜人工授精用精液は、精液の採取後、検査をしないで他人に譲渡してもよい。
- ⑤海外から輸入される動物や畜産物は輸入検疫の対象であり、精液や受精卵についても同様に検疫の対象となっている。
- ⑥令和8年8月現在、東アジアでアフリカ豚熱の発生がない国は、日本と台湾のみである。
- ⑦特定家畜人工授精用精液等とは、農林水産大臣が高い経済的価値を有する等の事由で指定する家畜人工授精用精液又は家畜受精卵のことで、現在、黒毛和種、褐毛和種、無角和種、日本短角種のみが指定されている。
- ⑧令和8年度の家畜伝染病予防法の改正により、ランピースキン病が届出伝染病に格上げされた。
- ⑨家畜人工授精用精液の保存は家畜人工授精所等で行う必要があり、その行為は獣医師しか行うことはできない。
- ⑩家畜伝染病予防法は、人の感染症を予防し及びそのまん延防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的としている。
- ⑪衛生管理区域に立ち入る際は、手指を洗浄・消毒し、専用の衣服・靴を着用しなければならないが、退出する際には消毒等を行う必要は無い。
- ⑫家畜人工授精師は、家畜人工授精を行うときは、家畜人工授精師免許証を携帯しなければならない。
- ⑬家畜人工授精所の開設者が家畜改良増殖法や家畜伝染病予防法に違反し、罰金以上の刑を処されたとしても、当該家畜人工授精所の開設許可を取り消されることはない。
- ⑭不正な経緯がある家畜遺伝資源であることを言って、家畜遺伝資源を取得した場合刑事罰が科せられるだけでなく、家畜人工授精師免許が取り消されることもある。